



西部教育局からのお役立ち情報 今月のトピック紹介版

6月号



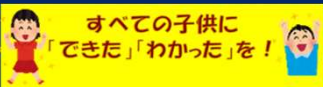
「自分の考えを持ち、工夫して表現する子どもの育成」
を目指して

組織で支える「絆づくり」と「居場所づくり」
いじめの早期発見・早期対応のために

特別支援教育ほっと通信
特別支援学級の教科書選定について

～保育・教育の質の向上のために～
子どもたちが集中できる環境を整えましょう

【西部地域開催】
鳥取県エキスパート認定教員による
公開授業の御案内

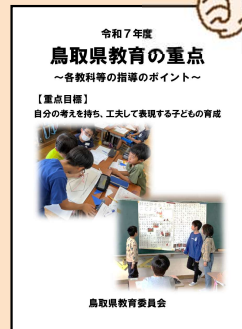


「自分の考えを持ち、工夫して表現する子どもの育成」を目指して

西部教育局
お役立ち情報
令和7年6月号

鳥取県の現状と重点目標作成の意図

急激に変化する時代の中で、学校教育には、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。



しかし、近年の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査結果を見ると、「自分の考えを発表する機会では、考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表した」ことに対する本県の児童生徒の肯定的回答の割合は低下傾向にあります。

「自分の考えを持ち、工夫して表現する子どもの育成」に向けて取り組むことは、「思考力、判断力、表現力等」の育成や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、ひいては、鳥取県教育振興基本計画の基本理念「自立して心豊かに 幸せな未来を創造する ふるさとととりの人づくり」にもつながるものと考えます。



Googleアカウント
(@g.torikyo.ed.jp)で
ログインしてご覧ください。

令和6年度 各教科等における授業の実施の状況と今後の取組に向けて

各教科等における授業の実施の状況について、令和6年度学校教育実施状況調査の結果及び学校訪問等を通して見えてきたことをもとに、令和6年度の各教科等の指導のポイントに照らして分析し、今後の取組に向けて必要と考えられることなどを、教科等ごとにまとめてあります。

体育、保健体育

指導上、努力した事項	運動の特性や楽しみ方を明確にし、楽しさに迫る学習展開を意識した授業づくり (運動に関する領域)	健康・安全に関する課題を発見し、解決するための授業づくり (保健に関する領域)
小学校	77.8%	49.6%
中学校	87.5%	53.6%

- ・「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、体育、保健体育の授業は楽しいと回答している児童生徒は増加しており、授業改善の意識が子どもたちの意欲の向上にもつながっていると考えられるため、引き続き楽しさに迫る学習展開を意識した授業づくりを進めていく必要がある。
- ・特に保健に関する領域において、自ら課題を見つけ、思考し、解決していく授業づくりを行っていく必要がある。

※表の数値は、令和6年度学校教育実施状況調査の結果を示しています。

令和6年度の実施状況をふまえ、指導のポイントを追加・修正した教科もありますので、今年度の内容をぜひ御確認下さい。



内容

「自分の考えを持ち、工夫して表現する子どもの育成」に向けた各教科等の指導のポイント 【(例) 体育、保健体育】



☆具体的な手立てを2つに絞って掲載しています。

「体育、保健体育」

①運動の特性や楽しみ方を明確にし、楽しさに迫る学習展開を意識した授業づくり (運動に関する領域)

- 児童生徒がいろいろな運動を通して、その運動の特性や楽しみ方(何を学ぶのか)を理解し、楽しさに迫るための課題追究を主体的に行う学習展開(どのように学ぶのか)を意識することで、指導の改善を図る。
- 単元を通して「する・みる・支える・知る」の多様な関わりで運動に親しむことができるように、指導の改善を図る。

②健康・安全に関する課題を発見し、解決するための授業づくり (保健に関する領域)

- 単元や本時の目標を踏まえた「課題発見」「課題解決」「表現」などの活動を適切に取り入れることができるよう指導の改善を図る。
- 健康課題が運動や日常生活と関連性があることが理解できるよう、運動領域(体育分野)や他教科等と関連を図った指導を行う。



☆掲載してあるQRコードから、「鳥取県学校教育のめざすもの(各教科等)」や過去の教育課程研究集会の動画視聴サイトをみるができます。



いじめの早期発見・早期対応のために

6月は子どもたち同士の関わりが深まることに加え、対人関係のトラブルも起こりやすい時期です。生徒指導事案について、学校全体で組織的に対応することが基本となりますが、その第一歩として、担任の先生や教科担当の先生が目の前の子どもの状況をどのようにとらえるかが重要です。

次の1～11のうち、いじめとしてとらえるのはどれですか？

☐にチェックを入れてみましょう。

※点線で用紙を折り、近くの方と話をしてみましょう。話し終わったら点線以下の部分を読んでください。

- ☐ 1 体育の時間に肩を押された
- ☐ 2 給食の準備中、教科書を投げられた
- ☐ 3 走り幅跳びのまねをやれと言われた
- ☐ 4 机に頭を押さえつけられた
- ☐ 5 ゲーム「太鼓の達人」のまねをさせられた
- ☐ 6 自習時間に消しゴムをぶつけられた
- ☐ 7 集会時、列に入れさせないようにされた
- ☐ 8 掃除の時間にほうきをぶつけられた
- ☐ 9 階段でズボンを下げられそうになった
- ☐ 10 宿泊研修で枕でたたき合い、けんかになった
- ☐ 11 バスケ部で強いパスを出されるなどの嫌がらせがあった

なんだかどれも日常的
に起こりうる事例だな。
この中にいじめとして
とらえるものがあるの
かな？



上記の1～11について、学校では日常的にありがちな事例です。これらは、実際に他県でいじめの重大事態につながった生徒が日頃から受けていたいじめの事例です。一つ一つを見ると、単なる遊びやトラブルに見えますが、これらのことを日々受け続けていた生徒は精神的に追い込まれていたことと思います。

学校は、これらの行為を「人間関係上のトラブル」と判断し、**学校いじめ対策組織**も開かれていませんでした。いじめの認知は、**教師の判断ではなく、児童生徒の思いで判断しなくてはならない**という教訓を示した事例です。

令和6年度 新任生徒指導担当者研修資料より

【いじめの定義】「いじめ防止対策推進法 第2条」より

「いじめ」とは、〈略〉当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

行為の軽重に関わらず、1回限りでも本人が「嫌だ」と感じたら、**いじめ**です。

☆「**いじめではないか**」と**アンテナを高くもち**、子どもたちの様子を見取っていただくことは大変重要です。「いじめかもしれない」という状況を見た時や判断に困った時は、**個人で判断せず、ささいなことでも、まずは、関係職員（学年主任や学年団、養護教諭等）と情報共有し、組織的な早期対応につなげていきましょう。**

いじめが疑われる事象が
起こった場合の対応の流れ（例）
についてはこちらから！
（お役立ち情報R6.6月号）



対応の
具体は
こちら！

鳥取県いじめ対応
マニュアル
（令和6年4月改訂）

